

市営バス運行委託の継続について

1 概要

(1) 運行委託の背景

- 平成 15 年度の「横浜市市営交通事業あり方検討委員会」（座長：松田昌士 東日本旅客鉄道株式会社取締役会長（当時））の答申を受け、人件費を中心とした「コスト削減の抜本的な改革」に取り組む
- 「市営交通 5 か年経営プラン」（平成 19～23 年度）において、市営バス 10 営業所体制のうち、磯子営業所及び緑営業所 2 営業所について、運行委託の実施を盛り込み、平成 20 年 2 月 9 日から委託開始
- 平成 24 年 5 月に策定した「市営交通中期経営計画（平成 24～26 年度）」において、引き続きバス運行委託を実施することとした

(2) 現在の委託先 横浜交通開発株式会社

(3) 現委託期間 平成 20 年 2 月 9 日から平成 25 年 2 月 8 日まで（5 年間）

(4) 現委託営業所 磯子営業所及び緑営業所

2 運行委託の考え方

(1) 中期経営計画（「市営交通 中期経営計画 平成 24 年～26 年度」IV-4 経営力の向上）

12	バス運行委託の継続	バス			
19 年度から実施しているバス運行委託について、5 年間の検証を踏まえた上で、引き続き 2 営業所の運行を委託し、効率的なバス運行に努めます。					
指標	委託営業所	現状	2 営業所	目標	2 営業所で委託継続

(2) 委託先

横浜交通開発株式会社を委託先とします。

(3) 委託先の考え方について

路線バスの運行は、道路運送法第 35 条の「管理の受委託」により、原則 5 年間で単位とした運行の委託が認められています。

運行委託のメリットとしては、次の点が挙げられます。

- ア 子会社への委託により、人件費を抑制できる。
- イ 路線維持・運賃設定のイニシアチブは委託側に残すことができる。
- ウ 燃料調達、車両購入など事業運営に係る一般管理機能を委託側が一括して行うことにより受託側の管理コストを抑制できる。

しかし、この場合、「横浜市営バス」の名で路線バスを運行させることとなるため、委託先には、単に路線バス事業者としての実績を有する他、次の条件が必要です。

- ① 市営バス路線は、同業他社と競合する路線が多く、競合事業者を委託先とすることは、当局の経営上支障が生じる可能性もあることから、当局路線と競合しない事業者であること
- ② 運行委託では、事故などに関する第三者への責任は全て当局が負うこととなることから、当局との相当程度の信頼関係が構築できること
- ③ 運行委託でも、市営交通の経営方針を反映した運営を実行する必要があり、委託内容の協議等をきめ細かく調整し、円滑に実施できること

3 選定の理由

(1) 「横浜交通開発株式会社」の条件適合性

- ① 当局路線と競合しない事業者です。
- ② 100%出資をしている完全子会社であることから、当局との信頼関係の構築が確実にできます。
- ③ 交通事業の経営基盤の強化と利用者サービスの向上という設立目的からも、相互の責任・役割分担等、委託内容の協議等をきめ細かく調整し、円滑に実施できます。

(2) 過去の受託実績の検証

ア 委託規模（別添参考資料参照）

緑及び磯子の2営業所は、全10営業所のうち、約2割を占めており、過去5か年にわたる当局路線の運行受託実績があります。

イ これまでの委託実績内容（別添参考資料参照）

当局との信頼関係及び協力関係を保ちながら、有責事故件数、接遇及び燃費それぞれの指標においても、向上が見られ、「横浜市営バス」の運行を受託する路線バス事業者として良好な実績を上げています。

(3) 運行委託の相手方

以上のことから、横浜交通開発株式会社は、全ての条件を満たし、本委託を受託できる唯一の事業者であり、「管理の受委託」制度の趣旨に沿った相手方であると考えられます。

ア 履行営業所及び住所

- ・ 磯子営業所 横浜市磯子区森3-1-19
- ・ 緑営業所 横浜市緑区白山1-10-1

イ 新委託期間

平成25年2月9日から平成30年2月8日まで（5年間）

(4) その他

今後、中期経営計画（24～26年度）に基づき、路線の効率化等の精査を進めたいうえで、平成26年度以降に委託対象路線を見直すことについても検討します。

1 委託規模 (H24. 11. 1 現在)

参考資料

(1) 直営8営業所

	営業所名	在籍車両数	系統数	運転手数
1	保土ヶ谷	100	18	159
2	若葉台	73	9	113
3	浅間町	78	18	130
4	滝頭	84	15	130
5	本牧	86	15	137
6	港南	60	10	86
7	港北	93	14	152
8	鶴見	86	16	129
計		660	115	1,036

(2) 委託2営業所

1	緑	78	15	153
2	磯子	57	13	108
計		135	28	261

比率	17.0%	21.9%	20.1%
----	-------	-------	-------

注) 系統数については、共管路線を重複して記載しており、総路線数128で比率を算出している。

2 委託2営業所の過去4年間の運行実績

(1) 有責事故件数

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度
事故件数	23	27	30	18

(2) 接遇 ~指標として添乗調査による「6つの言葉」使用率を比較(7点満点)~

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度
平均使用率	4.24	4.78	5.07	6.05

(3) 燃費

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度
燃費(km/ℓ)	2.40	2.49	2.51	2.59

〈参考：文中引用法律・通達〉

○道路運送法（抜粋）

（事業の管理の受委託）

第 35 条 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしようとするときは、受託者が当該事業を管理するのに適している者であるかどうかを審査して、これをしなければならない。

○「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」国土交通省自動車交通局長通達（平成 18 年 9 月 15 日付）（抜粋）

2 委託の内容

（1）事業の管理を委託する運送の範囲は、次の各号を満たすこと。

（イ）地方バス路線の維持その他その事業効率化を図り、当該事業を継続して運営するため、管理の受委託を採らざるを得ないと認められるものであること。

～（中略）～

7 管理の受委託の期間

一般バスの管理の受委託の期間は原則として5年間とし、その更新にあたっても同様とすること。

（以下略）